

東京都社会保険労務士会 会報

千代田・中央支部

発行所 〒102 東京都千代田区九段南3-4-1 東京製本健保会館内

東京都社会保険労務士会 千代田・中央支部 TEL 03(263) 0931-4

発行人 須崎 保

さらに団結を —支部長再任のごあいさつ—

支部長 須崎 保

この度、支部報創刊にあたり、この機会をかりて、会員皆様に東京都社会保険労務士会千代田・中央支部長再任のご挨拶を申し上げます。

私は、去る4月19日に開われました第2回支部会議において、役員改選期に伴い、一身上の都合で退任のご挨拶を申しあげました。その際、後任の選任は幹事会に一任されたところでございます。これを受けて、選考委員会の方々が精力的に会合を重ねて人選にあたりましたが、諸般の事情から適任者を得ず、再び、私がたってのご推挙を受けた次第でございます。

支部が設立されて、間もない重要な時期でもあり、前任支部長の責任上、私は皆様のご推挙をお受けいたしました。もとより、私は非力でございます、これといった実績もございません。会員皆様のご期待に応えられるかどうか、不安でございます。しかし、お引受けしたからには、皆様のご協力をいただきまして、職務を全ういたす所存でございます。

ご案内のように、私たちの東京都社会保険労務士会が法律のもとに設立されて日も浅うございます。社団法人時代から、その基礎は

引継れているとはいっても、まだ基盤は軟弱であって、多くの未解決の問題をかかえております。いくなれば器ができて、まだ中身がないのでございます。たとえば、開業社会保険労務士と、企業内社会保険労務士の異質の会員を如何に調和させるか。この基本的問題などは今後、東京都社会保険労務士会を円満に発展させるか否か、重要な鍵をにぎっていると思います。この問題の解決が、会員の強力な団結を得るための条件でもあります。

つまり、私はこの団結こそが、社会的な大きな力となり、社会保険労務士会設立の目的を達成するための原動力となると考えるわけでございます。

これらの現況のもとで、支部段階での最も重要な役割は、私は末端会員のコミュニケーションによるコンセンサスづくりにあると認識いたします。私は支部を運営するうえで、この認識を第一とし、諸種の施策に最善の努力をいたす所存でございます。

なにとぞ、従来以上のお力添えを賜いますよう、切にお願い申しあげまして支部長再任のご挨拶といたします。

千代田・中央支部 事業予定 昭和54年度

総務委員会

項目	種別	実施時期	予算	備考
会議	①支部会議	55. 3	340,000	通信費
	②正副支部長会議	54. 10		印刷費
		12		会場費
		55. 2		雑費
		55. 3		懇親会補助
				その他
	③幹事会	正副支部長会議と同じ		
	④委員会	54. 9		
		11		
		55. 1		

項目	種別	実施時期	予算	備考
事業	①研修会	54. 10	1,020,000	講師謝礼
		11		会場費
		55. 2		通信費
		54. 12		テキスト代
				印刷費
	②会報			雑費
				送料
その他	需要費	その都度	170,000	消耗品 通信費
	雑支出	その都度	170,000	事務局費用 関係官庁渉外費
	合計		1,700,000	

千代田・中央支部 役員名簿(順不同敬称略)

支部長 須崎 保

副支部長 ○長森敏泰 ◎新堀英行 ○小山 昇 ◎大槻哲也 ○市野沢新光 ○榊原正平
◎高橋士郎 ◎田辺 実

幹 事 込山元喜 ◎清水誠三郎 ○永島セツ 春原巖光 乗田芳信 ◎鈴木正昭
雨宮 功 石原健三 柏木高美 秋山松藏 鈴木乃武夫 武田正義
◎相馬誠一 永瀬進一 目黒 健 吉田佑之介 鯉坂実雄 ◎渋谷忠雄
岡崎正義 新井福次 笠原章央 谷村能彦 室町弘幸 鈴木正信
三枝礼二 ○真許碩義 小口隆明 藤江政信 ○松本健吾 手塚和男
飛沢孝治 ◎松林清雄 山下大九郎 浦木国賢 川島菊治 ○坂巻安雄
富田秀子 (○印総務・厚生委◎事業・教育委)

監 査 森 才一 北島泰雄

委員会 総務・厚生 (長) 小山副支部長
事業・教育 (長) 新堀副支部長

支 部 研 修 会

事業・教育委員会

日 時 昭 和 54 年 11 月 8 日

場 所 東京都石油業健保会館

第 1 のテーマ

『最近の雇用情勢と今後の雇用対策』

講師 労働省職業安定局雇用政策課
課長補佐 有利隆一先生

講演の概要

最近の問題化している雇用失業情勢、特に労働力高令化の状況について、我国及び世界各国の諸事情を含めた図表を用いて、比較分析し、日本における定年延長、再雇用問題など、我々の業務に関連して日常発生している事柄の問題解決に役立つ指針を、ご教授いただきました。

第 2 のテーマ

『日本経済の展望』

講師 早稲田大学教授

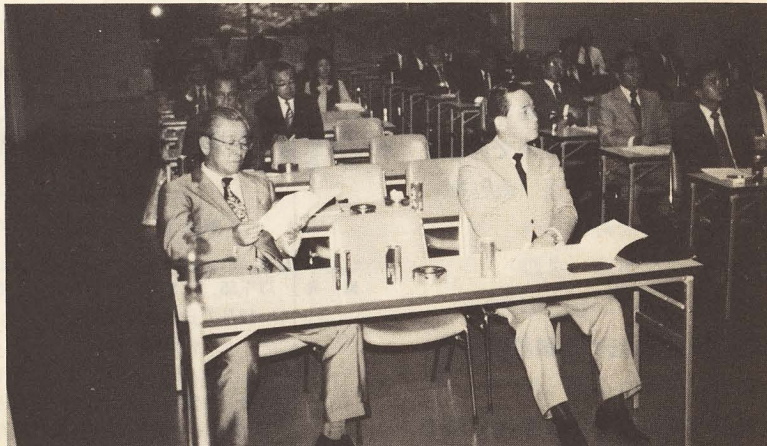
永山武夫先生

講演の概要

戦後の主要経済計画と歴代内閣の重点政策との関連、経済成長率の計画と実績、又、第三次全国総合開発計画の概要にまで及ぶ経済計画を、軽妙なギャグを入れながら堅くなりがちな内容を、わかり易く解説されました。

今回は、10月19日に電設工業健保会館で行われる予定であった研修会が、当日の台風で、のびのびになっていた分も含めて開講しまし

たので、充実した研修会でした。当日は又、連合会の中西会長も出席され、多数の会員と共に熱心に聴講しておられました。



会 場 風 景

『学 ぶ』

千代田・中央社労士業務研究会
研修委員 松林 清雄

社労士9月号に『素人にみる報酬のもらい方』云々という記事を、楽しく読まさせていただきました。

報酬とは、プロとして顧問先に喜ばれて支払われ、受け取るのが理想かと思われる。しかし、社労士として1号、2号、3号業務全てプロとして消化できるには、大変な時間と研鑽が要求されるであろう。

顧問先の一事業所が人を雇いその企業を持続させる上には、労働法及び社会保険法は勿論のこと、企業をとりまくあらゆる『法』を必要な限り解かなければならないし、最大の協力を惜しんではならない。それには、社労士の名刺をもって果して業務全てをプロですと胸を張って処理できるや否や。これを堂々とできるようになるには、1人々々の自覚と学ぶ心構えの他には何もないと思う。

先輩諸氏が、ここまでリードしてきた光輝ある社労士業務を、会員生活10数年の経験を生かし、更に研修会で自己研鑽に励み、微力ながら声なき1灯を点じ得たならば望外の幸いと思う。

千代田・中央社労士業務研究会、千代田・中央支部研修会と、会員相互の資質向上への場でもできました。今後の問題としてこの会の成熟と共に、専門部研修のブロックを作り研究の成果を交換できればと思う。

社労士業も歴史と共に発展し、『社労士業です』と堂々とたくましく業務を遂行でき、社会的にも大きく評価される社労士であるよう望みたいものです。

千代田区・中央社労士業務研究会

当会は、法定団体「東京都社会保険労務士会」のもとに、千代田・中央支部の設置にあ

たり、旧支会当時、会員有志により組織されていた、千代田社労士クラブと、中央社労士実務研究会を統合し、千代田・中央社労士業務研究会として発足しました。

その目的は、会員の資質の向上と、コミュニケーションを図ることとし、支部運営を側面から補完することにあります。本年6月14日の発会以来、多数会員の参加のもとに、実務に即した勉強と情報交換を続けている様をここに紹介いたします。

回数	日時	開催場所	内 容
第1回 例会	54.6.14	家の光会館	発会式 経過報告 役員選出 研修「賃金管理の考え方」 講師 社会保険労務士 柏木高美先生 記念パーティ
第2回 例会	54.7.17	石油業健保会館	研修「労働時間管理」(パートタイマーについて) 講師 中央労働基準監督署 越山主任監督官
第3回 例会	54.9.18	石油業健保会館	研修「賃金の考え方」その2(賃金の指導とそのポイント) 講師 社会保険労務士 柏木高美先生 「若年定年制をめぐる諸問題」 講師 東京婦人少年室長 野口敏子先生
第4回 例会	54.10.12	石油業健保会館	研修「賃金の考え方」その3(退職一時金制度について) 講師 社会保険労務士 柏木高美先生
第5回 例会	54.11.17 ~18	鬼怒川温泉 岩風呂 水明館	研修「労働福祉の考察」(福利厚生のみなおし) 講師 社会保険労務士 小山 昇先生 懇親会
備 考	以下55.1.2月に例会を予定しております。 12月1日現在の会員数 千代田区 52名 中央区 60名 合計 112名 入会ご希望の方は、下記に申し込み下さい。 中央区佃3-11-17 ☎(532)1534 小口労務管理事務所 小口 隆明		

東京都社会保険労務士会

千代田・中央支部細則

(目的)

第1条 この細則は、東京都社会保険労務士会（以下「本会」という。）会則（以下「会則」という。）第37条第1項の規定による、支部の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支部事務所)

第2条 支部の事務所は、当該支部の区域内に置く。

(支部所属会員)

第3条 支部に所属する会員は、本会の会員であって、支部の区域内に事務所又は勤務先若しくは住所を有する者（以下「所属会員」という。）とする。

(業務)

第4条 支部は、本会の会務の運営に関し、会長の指示に従い、次の業務を行う。

- (1) 所属会員の品位を保持するための指導及び連絡
- (2) 所属会員の資質の向上をはかるための社会保険労務士業務に関する研修会、講習会の開催
- (3) 社会保険労務士業務の改善進歩をはかるための調査研究
- (4) 労働・社会保険諸法令に関する調査研究
- (5) 業務関係図書、資料等の斡旋並びに配布
- (6) 関係行政機関に対する協力及び連絡
- (7) 所属会員の福利厚生
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(役員)

第5条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 8名以内

(3) 幹事 46名以内

(4) 監査 2名

(役員の委嘱及び報告)

第6条 支部長は、理事のなかから支部の推せんにより会長が委嘱する。その他の役員については、所属会員の推せんにより支部長がこれを委嘱する。

2. 支部長は、前項の役員の委嘱及び解職の結果について速やかに会長に報告する。

(役員の職務)

第7条 支部長は、支部の業務を統括し、支部を代表するとともに、本会との連絡調整にあたるものとする。

2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときは、その職務を行う。

3. 幹事は、支部長の命を受けて支部の業務を分担、執行する。

4. 監査は、支部業務の執行ならびに会計を監査し、これを支部会議に報告する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、会則第17条の規定を準用する。

(役員会)

第9条 役員会は、必要に応じ支部長が招集し、業務の執行について協議する。

(支部会議)

第10条 所属会員相互の連絡調整をはかるため、所属会員をもって構成する支部会議を、定期又は臨時に開催する。

(会議の通知)

第11条 支部長は、支部会議を開催するときは、あらかじめ開催日の7日前までに、日時、場所及び議案を所属会員に通知するものとする。

(報告及び稟議等)

第12条 支部は、次の事項について本会に報告する。

- (1) 役員会及び支部会議において必要と認めた事項
- (2) 所属会員の規律違反に関する事項
- (3) 支部長が報告することを必要と認めた事項

2. 支部は、社会保険労務士制度若しくは本会の会務について会長に稟議し、又は意見を上申することができる。

(本会役員の出席)

第13条 支部で招集する会議に必要な応じ本会役員が出席することができる。

(顧問の委嘱)

第14条 支部長は、社会保険労務士制度の改善進歩を図るため、社会保険労務士制度に関し学識経験を有する者のうちから役員会の議を経て顧問を委嘱することができる。

(経費の負担)

第15条 支部の業務遂行に必要な経費は、本会が支部予算の範囲内において負担する。

2. 支部は、前項の経費の使用明細及び証拠書類等をそのつど本会に提出するものとする。

附則

この細則は、昭和54年1月23日から施行する。

社会保険労務士倫理綱領

前 文

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

一、品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

二、知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

三、信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

四、相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやくも信義にもとる行為をしてはならない。

五、守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後も守秘の責任をもたなければならない。

東京都社会保険労務士会 地区協議会細則

(目的)

第1条 この細則は、東京都社会保険労務士会（以下「**本会**」という。）会則（以下「**会則**」という。）第37条第2項の規定による地区協議会（以下「**協議会**」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所属支部)

第2条 協議会は、会則第37条第2項の規定により、次表の支部をもって組織する。

地区協議会名称	所 属 支 部 名 称
中 央	千代田・中 央、台 東
城 西	新 宿、文 京、中 野、杉 並
城 南	港、品 川、目 黒、大 田、澁 谷、世田谷
城 北	豊 島、北、板 橋、練 馬
城 東	墨 田、江 東、荒 川、足 立、葛 飾、江戸川
多 摩	武蔵野、立 川

(業務)

第3条 協議会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 所属支部相互間の連けい協調に関すること。
- (2) 所属支部相互間の情報の交換に関すること。
- (3) 所属支部が共同で行う業務に関すること。
- (4) 協議会地域内の関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他本会および協議会が必要と認める業務に関すること。

(世話人)

第4条 協議会は、会の運営にあたるため、所属支部長の互選による代表世話人1人を置く。

(世話人の任務)

第5条 代表世話人は、協議会を代表して会務を統轄する。

(代表世話人の任期)

第6条 代表世話人の任期は、会則第17条の規定を準用する。

(会議の開催及び構成)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて開催するものとする。

2. 会議は、代表世話人が招集する。
3. 会議に出席する者は、所属支部長

及び副支部長2名以内ならびにその協議会の必要とする支部の役員とする。

(会議の議長)

第8条 会議の議長は、代表世話人とし、代表世話人が出席できないときは、出席支部長の合議により選ばれた者が議長となる。

(経費)

第9条 会議に要する費用は、原則として所属支部において負担するものとする。

附 則

この細則は昭和54年5月11日から施行する。

野 球 同 好 会

千代田・中央支部野球同好会

当野球同好会は、12月1日～2日（1泊2日）の納会を最後に、今年度の全日程を終了いたしました。ご声援まことにありがとうございました。会員一同厚くお礼申し上げます。

今年は、グラウンド難に加えて、天候不順にたたられ、わずか4試合のみ実施し、1勝3敗（練習2回）と成績、回数ともにまことに不本意な結果となり、メンバー一同残念に思っております。

納会（懇親会）は、今年も東京製本健保のご厚意により直営保養所「白子荘」において賛助会員も含め18名が参加して行われました。

小山総監督、大槻監督から本年の成績に反省と厳しい評が加えられ、雨宮キャプテンの来年に向けての力強い音頭で懇親会を盛大に行うことができました。

54年度の主な成績と同好会の構成は次の通りです。

柏木労務管理事務所 3-5 野球同好会
（江戸川区営グラウンド）

中央労働基準監督署 4-3 野球同好会
（四谷外濠公園野球場）

東京メリヤス健保 9-1 野球同好会
（メリヤス健保グラウンド）

東京労働基準局 6-1 野球同好会
（四谷外濠公園野球場）

会 長 須崎 保 マネージャー
総監督 小山 昇 “ 新堀 英行
監 督 大槻 哲也 “ 新井 功一
主 将 雨宮 功 “ 笠原 章央

会 員（社労士会々員） 14名

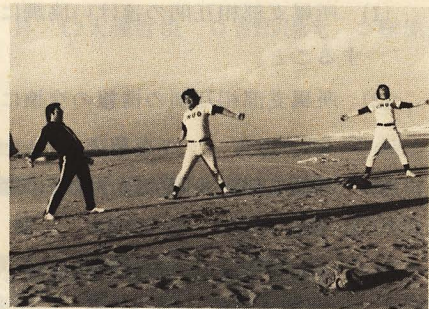
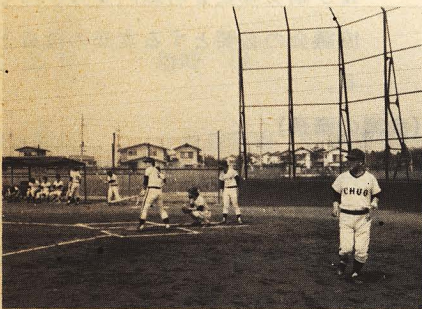
準 会 員（社労士事務所職員等） 11名

賛助会員（社労士による後援会） 15名

当会は合計40名の会員で構成、年間を通じて関係官庁、健保組合、関連事務所、事業所等との交流試合、また社労士相互の親睦を目的として活動しております。

来年度は、より多く、よりよい試合ができるよう、皆様のご協力をお願いいたします。

※連絡場所＝新井労務管理事務所（230）1751



——研修会用テキストをお分けします——

先般研修会用として作成しましたテキストが、事務局に若干残って居ります。ご希望の方に配分したいと思いますから、事務局にお

越し下さい差し上げます。

1. 最近の雇用情勢と今後の雇用対策
2. 日本経済の展望